

海外経済要録

◇主要国の通貨調整状況

今次通貨調整に伴う主要国の新中心為替相場等は下表

通貨調整一覽表

(1973年2月27日現在)

	対米ドル中心為替相場			新変動幅		金平価 予定切 上げ率 (△は 切下 げ率)	1単位当り円		備 考
	1米ドル当り		切上げ率 (IMF 方式)	上 限	下 限		新	旧	
	新相場	旧相場							
米 ・ ド ル	—	—	—	—	—	△ 10.0	—	308	純金1トロイ・オンスの価格を38ドルから42.222222ドルに引上げの予定。
日 本 ・ 円	—	308	—	—	—	—	—	—	2.14から変動相場
西ドイツ・マルク	2.9003	3.2225	11.11	2.8350	2.9656	0	—	95.58	
フランス・フラン	4.60414	5.1157	11.11	4.5005	4.70775	0	—	60.21	二重市場制継続
ベルギー・フラン	40.3344	44.8159	11.11	39.4265	41.2420	0	—	6.8726	両国通貨相互間の変動幅は従来どおり上下各1.5%に保つ。ベルギーは二重市場制を継続
オランダ・ギルダー	2.92024	3.2447	11.11	2.8545	2.9860	0	—	94.92	
英 ・ ポ ン ド	—	1ポンド=2.6057ドル	—	—	—	—	—	802.56	1972.6.23から変動相場
イタリア・リラ	—	581.50	—	—	—	—	—	0.5297	2.14から変動相場 二重市場制継続
スウェーデン・クローネ	4.56	4.81290	5.55	4.4575	4.6625	△ 5.05	—	63.99	
カナダ・ドル	—	—	—	—	—	—	—	—	1970.6.1から変動相場
スイス・フラン	—	3.84	—	—	—	—	—	80.21	1.23から変動相場
デンマーク・クローネ	6.28205	6.98	11.11	6.1410	6.4230	0	—	44.13	
ノルウェー・クローネ	5.98086	6.64539	11.11	5.8450	6.1150	0	—	46.35	
フィンランド・マルク	3.90	4.10	5.13	3.813	3.987	△ 5.38	—	75.12	
オーストリア・シリング	20.97	23.30	11.11	20.50	21.44	0	—	13.22	
ポルトガル・エスクード	25.50	27.25	6.86	(未詳)	(未詳)	△ 3.82	—	11.30	
スペイン・ペセタ	58.0294	64.4737	11.11	〃	〃	0	—	4.78	
トルコ・リラ	14.0	14.0	0	〃	〃	△ 10.0	—	22.00	
南アフリカ・ランド	1ランド=1.41924ドル	1ランド=1.2774ドル	11.1	1ランド=1.4229ドル	1ランド=1.4157ドル	0	—	392.7	1972.10.25純金1トロイ・オンスの価格を28.5ランドから29.75ランドに引上げ
豪 州 ・ ド ル	1豪ドル=1.416ドル	1豪ドル=1.275ドル	11.11	1豪ドル=1.4191ドル	1豪ドル=1.4143ドル	0	—	366.83	豪ドル変動幅は上下各0.17%
ニュージーランド・ドル	1NZドル=1.351ドル	1NZドル=1.216ドル	11.11	(未詳)	(未詳)	0	—	374.52	
韓 国 ・ ウ ォ ン	400	400	0	—	—	△ 10.0	—	0.77	変動相場
台 湾 ・ ユ ア ン	38	40	5.3	—	—	△ 5.3	—	7.7	
香 港 ・ ド ル	5.085	5.65	11.11	4.9706	5.1994	0	—	54.51	
中 国 ・ 元	2.01	2.21	10.38	—	—	—	—	135.84	
フィリピン・ペソ	6.78	6.78	0	—	—	△ 10.0	—	45.43	1970.2以降変動相場
タイ・バーツ	20.8	20.8	0	(未詳)	(未詳)	△ 10.0	—	14.80	
マレーシア・ドル	2.53	2.81	11.1	2.4818	2.5960	0	—	109.60	
シンガポール・ドル	2.53	2.81	11.1	2.4818	2.5960	0	—	109.60	
インドネシア・ルピア	415	415	0	(未詳)	(未詳)	△ 10.0	—	0.74	
パキスタン・ルピー	9.9	11.0	11.11	〃	〃	0	—	28	
イラン・リアル	68.175	75.750	11.11	〃	〃	0	—	4.07	
ソ連・ルーブル	0.7461	0.824	10.44	—	—	0	—	2.75	

(参考)

対米ドル中心為替相場の変更および金平価の変更予定

(1973年2月27日現在)

対米ドル切上げ	金平価上げ	なし	
	金平価不変	28か国	西ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、オーストリア、豪州、シンガポール、マレーシア、クウェート、ルーマニア、香港、南アフリカ、エチオピア、ニュージーランド、スペイン、パキスタン、チュニジア、ザンビア、イラン、ビルマ、アルジェリア、ソ連、ハンガリー、中国、チェコスロバキア、ポーランド
対米ドル変	金平価切下げ	6か国	スウェーデン、フィンランド、ブラジル、ポルトガル、台湾、ベネズエラ
	金平価不変	26か国	韓国、インドネシア、イスラエル、タイ、メキシコ、ザイール、ギルシャ、アイスランド、南ベトナム、トルコ、ナイジェリア、ボリビア、ユーゴスラビア、ドミニカ、バミューダ、グアテマラ、アルゼンチン、シリア、ラオス、ケニア、ウガンダ、タンザニア、スーダン、ハイチ、ジャマイカ、ウルグアイ
対米ドル切下げ	金平価切下げ	2か国	バハマ、ネパール
変動相場	金平価切下げ	6か国	日本、英国、アイルランド、イタリア、スイス、カナダ

(注) 金平価変更は、米国の金平価切下げ実施後に行なわれるとみられる。ただし、スウェーデン、フィンランド、ポルトガル等では、金平価を変更済み。なお、インド、スリランカは、対英ポンド・レートを維持してフロート中。

のとおり。

米州諸国

◇ニクソン大統領の予算教書

ニクソン大統領は1月29日、1974会計年度(1973年7月～74年6月)予算教書を議会に提出した。予算の概要は、以下のとおり一方で増税を回避しつつ、他方では景気上昇加速の局面にかんがみ、赤字幅を大幅に圧縮してインフレ抑制の線を強く打ち出しているのが特徴で、この点財政面からの景気刺激を意図した72、73両年度予算とは異なっている。

- (1) 予算規模は、歳入 2,560億ドル(前年度実績見込み比13.8%増)、歳出 2,687億ドル(同7.6%増)、収支じり127億ドルの赤字(前年度実績見込み 248億ドルの赤字)となっており、完全雇用予算ベースにおける収支均衡の原則を貫く(3億ドルの黒字、前年度見込み 23億ドルの赤字)とともに、国民所得勘定ベースでは歳出の伸びを6.0%と前年度実績見込み(前々年度比11.5%増)の半分にとどめている。
- (2) 歳入面では、景気拡大持続(73年の名目成長率見込み10%)を背景とした個人所得の増大、企業収益の伸長から個人所得税、法人税の大幅増収(前年度実績見込み比各12.3%、10.4%増)を見込んでいるほか、社会保障税の増徴(既往措置による税率、課税最高限度の

引上げ)による歳入増(前年度実績見込み比21.1%増)が目だつ。なお、増税に関しては、最近における国民の租税負担増大にかんがみ、これを回避していきたいとの方針を明らかにしている。

- (3) 歳出面では、60年代以来毎年10%をこえる伸びを示してきた教育、保健等の人的資源計画の支出につき再検討、目的を達したとみられるプロジェクトや非効率なプロジェクトの打ち切りなどの手直しを行なったため、同計画の支出は前年度実績見込み比8.1%増と最近になく低い伸びにとどまった。一方、国防費はベトナム停戦にもかかわらず、志願兵制への移行、戦略兵器の拡充などから前年度実績見込み比6.1%の増加。この結果、歳出に占める割合は前者が46.7%、後者が30.2%とほぼ前年度実績見込み(各46.5%、30.6%)並みとなっている。
- (4) このほか本教書では、現行制度の下で予算が硬直化し(約75%が固定<uncontrollable>経費)、また膨張しがちであること、さらに議会審議手続きが煩きであることなどの問題点を指摘、その解決策として厳格な予算総額の上限定(具体的には、議会が個々の支出法案を承認するのに先だち、74会計年度の歳出総額を本教書で提案した2,687億ドルに押える)などを提案している。

米国の1974年度予算案 (単位・億ドル)

	1974年度 予算案	1973年度 実績見込み
歳入	2,560(13.8)	2,250(7.9)
歳出	2,687(7.6)	2,498(7.7)
収支(Δ)じり	Δ 127	Δ 248
歳入内訳		
個人所得税	1,116(12.3)	994(4.9)
法人税	370(10.4)	335(4.1)
社会保険税	782(21.1)	645(19.7)
消費税	168(5.2)	160(3.2)
その他	124(6.9)	116(Δ 5.7)
歳出内訳		
国防費	811(6.1)	764(Δ 2.4)
国際関係費	38(14.1)	33(Δ 10.3)
宇宙開発費	31(2.4)	31(Δ 10.5)
農業関係費	56(Δ 8.1)	61(Δ 14.1)
天然資源費	37(4.2倍)	9(Δ 76.7)
商業・運輸費	116(Δ 7.7)	125(12.0)
地域開発・住宅費	49(24.6)	40(Δ 7.6)
教育・労働費	101(Δ 3.7)	105(7.7)
保健費	217(20.8)	180(5.1)
所得保障費	820(8.0)	759(17.0)
復員軍人費	117(Δ 0.5)	118(9.9)
国債利子	247(8.2)	228(10.8)
一般行政費	60(7.2)	56(15.1)
一般交付金	60(Δ 11.1)	68(-)
その他(重複控除等)	Δ 73	Δ 79
(参考)		
完全雇用予算ベース		
歳入	2,680(9.4)	2,450(8.9)
歳出	2,677(8.2)	2,473(8.0)
収支(Δ)じり	3	Δ 23
国民所得勘定ベース		
収入	2,630(12.7)	2,333(10.1)
支出	2,755(6.0)	2,599(11.5)
収支(Δ)じり	Δ 125	Δ 266

(注) カッコ内は前年度比増減(Δ)率(%)。

歳出項目の構成比推移 (単位・%)

	1974年度 予算案	73年度実 績見込み	72年度	71年度	70年度
国防	30.2	30.6	33.8	36.7	40.8
人的資源計画 (注)	46.7	46.5	44.2	41.9	37.0
その他	23.1	22.9	22.0	21.4	22.2

(注) 人的資源計画の予算は、教育・労働、保健、所得保障、復員軍人の各支出合計額。

◇ニクソン大統領の経済報告

ニクソン大統領は1月31日、1973年の経済報告を議会に提出した。その要点は次のとおり。

- 1972年は米国経済にとって「非常によい年」であったが、73年についても、経済の拡大を図りつつ物価上昇を小幅にとどめることにより「偉大な年」としたい。失業率については年末までに4.5%近辺まで、また消費者物価上昇率は年末までに年率2.5%以下に引き下げることが目標とする。
- このためには73年後半のGNP成長率を鈍化させる必要があり、それには金融政策面で通貨供給量および信用量の増加を鈍化させるとともに、財政面でも連邦予算支出を政府提案の限度額(74会計年度2,687億ドル)以内に抑制し、完全雇用予算ベースで均衡させる必要がある。また賃金・価格規制については、73年初に至ってこれを緩和しうる情勢となったため、従来の強制的規制から原則として自主規制に移行したが、政府の強制介入権はこれを留保する。なお、72年中価格高騰をみた食料品等については、従来の規制を継続するほか、とくに食料品につき、作付け面積の拡大、食肉輸入割当て制の停止等の供給増加措置を講ずる。
- 上記の政策運営により、73年のGNPは名目12,670億ドルと前年比10%増、実質でも6.75%の成長(GNPデフレーター上昇率3%)が予想される。これを需要項目別(名目)にみると次のとおり。

個人消費	9.5%増	前年	8.5%増
設備投資	14%増	〃	13.8%増
在庫投資	125億ドル	〃	58億ドル
住宅投資	微増	〃	26.5%増
純輸出	Δ16億ドル	〃	Δ41億ドル
連邦政府購入	ほぼ横ばい	〃	8.3%増
地方政府購入	12%増	〃	10.3%増

- 対外政策面のうち、まず国際通貨制度改革問題については、米国としては、①国際収支調整のための客観指標としての外貨準備の導入(注)、②為替相場の弾力化、③準備資産としてのSDRの役割の増大および金の役割の漸減、などが必要であると考える。

(注) 本報告の付録で説明されているその概要は次のとおり。

- 各国ごとに対外準備(金、SDR、IMFポジション)の「基礎水準(Base Level)」を設定し、その上下に「上限点(Outer Point)」と「下限点(Low Point)」を設け、さらに基礎水準とそれぞれの間には「上方警報点(Upper Warning Point)」と「下方警報点(Lower Warning Point)」を設ける。各国の基礎水準については、IMFクォータあるいは新制度発効時点の対外準備残高に準ずるものとする。
- 対外準備が「上方警報点」に達した場合、当該国は平価調整あるいはその他の調整措置をとる必要があり、逆に「下方警報点」に達した場合は、当該国は小幅であればIMFの承認なしに平価切下げを行なうことができる(大幅切下げはI

MFの承認が必要)。

- (8) 対外準備が「上限点」もしくは「下限点」に一定期間とどまり、十分な調整措置がとられない場合は、SDR配分停止、相手国による輸入課税金賦課等の国際的制裁措置をとる。

- (5) 貿易面では、今秋開始予定のガットの新しい国際ラウンドを中心として交渉の進展を期待する。具体的には、
①最恵国待遇に関するガット加盟国の義務の明確化、
②非関税障壁を含む貿易障壁の撤廃、のほかにとくに各国の農産物輸入自由化を重視したい。

◇ニクソン大統領の一般教書

ニクソン大統領は2月2日、例年と異なり予算教書、経済報告に遅れて、一般教書のうち「総論」に当たる部分だけを議会に提出した。これにつき大統領は、政府の諸計画について多くの改革を検討中の現段階では単一の教書ですべての問題を取り上げるのは不相当であるためと説明している。なお、経済、天然資源、人的資源、社会開発、外交・国防に関する各論は順次発表の予定。

本教書は対外面ではベトナム和平の成果をたたえとともに、米国の強力的なことこそ世界の永続的平和にとり不可欠である旨主張している。また国内政策面では、経済問題に関して増税の回避、インフレの抑制、経済成長の促進、生産性の向上、国際貿易の振興、農業所得の確保、中小企業の助成、労使関係の改善を目標としてあげており、とくに、73年は財政支出の抑制かさもなければ増税またはインフレへの道かという「重大な選択」に直面しているという従来の主張を繰り返し、議会の協力を強く要請している。

◇シュルツ財務長官の対外経済政策に関するステートメント

1. シュルツ財務長官は2月12日夜、米ドルの10%切下げを含む対外経済政策に関するステートメントを発表した。その要旨は次のとおり。

「米国は他国と同様、国際貿易および投資の枠組みを改革、強化する必要があると認識している。その枠組みは、すべての国の生活水準を高め、経済発展と効率化の前提たる平和的競争を促進し、各国に対し自国の体制および自国固有の諸要請を尊重しうる余地を与え、また一国の繁栄が他国の犠牲において追求されるべきではないという基本的真理を具体化するものでなければならない。

われわれは、1971年8月15日発表の諸措置により抜本の変革が必要なことを明確に打ち出して以来、各国の協調によって得られてきた成果に満足できる。

——1971年12月、国際貿易および支払のよりよい均衡を目ざして米ドル平価を含む世界の為替相場体系の変更に

関して相互協定を締結した。

——大幅な収支不均衡を回避するため、「20か国委員会」が通貨交渉を開始して今日に至っており、米国は国際通貨制度改革のため現実的かつ明細な提案を行なった。

——広範な貿易交渉のための基礎はできつつある。その交渉に際しては、工業製品関税のみならず、その他の障壁にも注目すべきであり、すべての国の製品につき公正な競争が保証されるべきである。

1972年9月のIMF総会において、大統領はひん発する通貨危機、不公正な通貨調整や貿易取決め、大幅な発展の不均衡、現状や将来の要請にこたえない通貨制度などの諸問題に対処するため行動すべき時にきている旨演説し、わたくしも、米国を含むすべての国が対外支払において全体として均衡を達成し、これを維持しようとする通貨制度の原則を素描した。これらの原則は迅速な調整を促進し、かつ、国の大小や貧富を問わずすべての国を同等に取り扱おうとするものである。

しかし、最近数か月、不安な兆候がみえている。米国の貿易は深刻な赤字を続け、他の国はその過剰黒字の削減に手間どっている。ここ数日、通貨の動揺により世界の為替市場が揺らいでいるが、これに対して一部の国は為替管理を強化し、われわれが求める基本的目的から離反している。

20か国委員会の作業はあまりにも遅滞しており、もっと緊急性を意識して行動すべきである。より強固な国際経済秩序づくりのため、われわれは貿易相手国と協議し、かつ米国の通貨改革提案の基本原則の線に沿って一連の措置をとるが、そのねらいは相互に関連する次の三つの目的を達成するにある。

- (1) 通貨制度の建設的な改革を促進するため、米国の貿易、支払の改善を急ぐこと。
- (2) 通貨制度改革への努力と並行して、広範かつ外向きの貿易交渉のための法律的な基礎づくりをすること。
- (3) 米国の労働者および企業が貿易関係上平等な取扱いをうけるよう保証すること。

このため、第1に、大統領は、議会が為替レートの再調整につき授權するよう要請する。これは1ドル当り0.92106 SDRから1ドル当り0.82895 SDR(取注)へのドル平価の10%の公式切下げにより達成されよう。

(取注) 平価変更法改正法案では、0.828948 SDRと小数点以下6桁。

本措置は、現行のIMF協定の下では、ドルの金に対する公的關係の変更につながるが、わたくしはこうした技術的変更は実際的な意義をなんらもつものではないことを強調したい。金の市場価格は公定価格から大幅に乖離しており、こうした条件のもとでは、金は通貨当局間

でたいして取引されてはいないのである。われわれは、国際金融における金の役割を引き続き縮小していくために秩序ある取決めを締結すべきであるとの考えを依然強く持っている。

欧州での主要貿易相手国との協議により、わたくしはドルの平価切下げ提案がこれら諸国に受け入れられるものであり、したがって、国際市場でのドルの為替レートとしてただちに発効するであろうとの確証を得ている。ドルは、ドイツ・マルクやフランス・フランのように実効平価をもっている通貨に対して約10%の切下げになる。

日本の当局は、円を変動させる旨示唆してきた。われわれは、円が政府の大幅な介入に依存せず国際収支の均衡を達成するという目的に合致するよう、他の通貨との関係で変動することを強く期待している。

これらの変更はスミソニアン合意を補完し、米国の貿易と支払の状況の改善促進、とくに適切な貿易自由化措置と合わせて、過去1年間続いている日米間の大幅な収支不均衡の是正をねらったものである。

他の諸国もIMFに対し、その平価ないし中心レートの変更を提議するかもしれない。われわれは、現在および将来予想される収支不均衡に照らして正当化されるような変更はすべてこれを支持するが、不適切な変更には反対するつもりである。

われわれは、新たな為替相場関係によって貿易および資本の動きが修正されるまでには時間がかかることを学んだ。しかし、米国の労働者と企業の競争力が大幅に改善してきていることは疑う余地もない。

今回設定された新しい為替レートは——現行の貿易、投資制限の撤廃のための適切な措置と合わせて——いずれ国際経済関係を持続可能な均衡へもっていくものと思われる。しかし、われわれは、米国政府のために外国為替市場に介入する義務は負わない。

第2に、大統領は包括的な通商立法に関する諸提案を近く議会に送ることを決定した。この法案には、とりわけ次のような手段を盛り込むべきである。

- (1) 貿易相手国が全面協力してくれることを前提とした関税引下げおよび非関税障壁撤廃の権限。
- (2) それが米国輸出品の外国市場への公正な進出を保証するような取決めに寄与する場合には関税引上げの権限。
- (3) 外国貿易の急激な変化に伴う特定の市場と生産のかく乱を防ぐ緊急輸入制限の権限。
- (4) 対外収支の大幅かつ持続的赤字の防止手段。

この法案の起草にあたり、大統領は、為替レートがい

かに変更されようとも、米国の生産者が公正に取り扱われ、外国市場に平等に接近しうることに関心をいただいている。われわれは、これまであまりにもしばしば当局のがんじがらめの障壁や規制網によって市場から締め出されてきている。さらに、貿易関係のルールは、多くの場合時代遅れのものとなっており、国際通貨に関するルールと同様広範な改革を必要としている。われわれとしては、米国の輸出に対する障壁に直面したままで、同時に米国の赤字の解消を期待されても困るのである。

同時に、われわれは、米国にも貿易障壁があることを認めなければならない。これら双方の障壁に対処する最善の方法は、お互いにこれを撤廃することである。われわれは、その目的に向かって強力に交渉するつもりである。米国の貿易収支は改善されなければならない。もし、われわれが、自由かつ公正な貿易の枠組みの中でそうした目的を達成できないとすれば、孤立化への圧力が増大しよう。

第3に、商務長官と調整のうえ、われわれは遅くとも1974年12月末までに金利平衡税および対外直接投資規制を段階的に廃止するつもりである。連邦準備制度理事会も、その対外融資自主規制計画につき同様の措置を考慮する由である。これら規制の段階的解除は、通貨調整の累積的効果、インフレ抑制の成功持続、米国経済好調にひかれた外国人の対米投資増加に伴う米国国際収支基調の改善見通しに照らして適切なものである。

以上の諸措置は、米国経済および世界経済を、自由競争の下での国際均衡状態に近づけるのに役立ち、通貨・貿易改革の成功を促進することとなる。

これらの諸措置をとったからといって、これにより米国の国内経済の効率的運営に代替させようというつもりはなく、また代替させることはできない。財政および金融面の節度ならびに効果的な賃金・物価安定は全力をあげて追求されなければならない。われわれは、国内の経済安定ならびに国際金融面からの要請にかんがみ、議会に対し、連邦支出を大統領の予算の範囲内に押えるよう重ねて要請する。

ここ数日の緊迫した事態に対し、米国の主要貿易、金融相手国が共同解決を旨として協力してきたことは心強いものがある。われわれはいまやこれら諸国に対し、われわれとともにもっとすみやかに、より効率的な国際通貨制度およびより平等かつ自由な世界貿易体制に移行するよう呼びかけたい。これによりわれわれは、将来危機を招くことなく収支調整ができ、またすべての国民が相互の取引から最大の利益を享受できるようになるのである」。

2. なお、IMFは2月13日、上記の動きに関連して次の発表を行なった。

「米国は、大統領が議会に対し、ドル平価を0.921053 SDRから0.828948 SDR(金1オンス=42.222222ドル相当)へと10%切り下げることがIMFに提議する権限を与えるよう要請している旨、IMFに連絡してきた。本措置は、財政・金融面の節度および効果的な賃金・価格安定の重視を含むその他の措置とあわせて実施されるものである。予期されるドル平価の変更がただちに国際市場に反映されることが期待される。

IMFは、提案された米国の措置が米国と世界の国際収支均衡に寄与し、米ドルに対する信認を高め、ひいては国際通貨制度改革の実現に役だつてであろうと考えている。」

◇米国、公定歩合を引上げ

米国連邦準備制度理事会は2月23日夜、ニューヨーク、フィラデルフィア、セントルイス、カンサスシティの4連銀の公定歩合の引上げ(5.0→5.5%、26日実施)を承認した旨発表した。続いて26日にはクリーブランド、アトランタ、リッチモンド、ダラス、シカゴ、ミネアポリスの6連銀がこれに追随(27日実施)、さらに27日にボストン連銀(28日実施)、3月1日には残るサンフランシスコ連銀(2日実施)が同様の引上げを行なった。

今次引上げは本年1月12日の12連銀のいっせい引上げ(4.5→5.0%、15日実施)に続くものであるが、その趣旨につき同理事会は、「経済の持続的急上昇に伴う需資強調からくる最近の短期金利上昇および最近の外国為替市場の動向にかんがみ、公定歩合を短期金利一般にきや寄せすることが経済安定化のために必要であるとの結論に達した」と説明している。

◇米国金利配当委員会、プライム・レート引上げに関する運用基準を発表

金利配当委員会(委員長、バーンズ連邦準備制度理事会議長)は2月23日、プライム・レート引上げに関し次のような運用基準を定めた旨発表した。

- (1) プライム・レートを引き上げる場合でも、市場金利上昇によるコスト上昇分は運用資金量の増大によって一部カバーしうるので、同レートの上げ幅は関連する市場金利の上昇幅よりも必ず小幅でなければならない。
- (2) 市場金利の上昇が一時的な現象(temporary phenomenon)でないことが明らかとなるまでは、プライム・レートの引上げを行なうべきではない。

(3) プライム・レートを引き上げる場合でも、中小企業、農業向け貸出、住宅金融、消費者ローンに対する付利にあたっては、特別の軽減措置を採るべきである。

なお、本件に関しバーンズ委員長は、「プライム・レート引上げは、預金およびその他資金の調達コスト上昇により完全に正当化される際にのみ行なわれるべきである」と述べている。

◇米国、対外直接投資規制を一部改正

商務省は1月2日、企業の1973年対外直接投資規制につき、概要次のごとき小幅緩和措置を実施する旨発表した。今次措置につき同省では、もっぱら事務量軽減が主眼であり、国際収支への影響は僅少であろうと説明している。

- (1) 米国の商品・サービスの輸出および貸貨に関連する貸付であって、直接投資者が通常の条件(normal commercial terms)により海外子会社に供与するものは、規制対象枠に算入しない扱いとする。
- (2) 規制適用免除枠は6百万ドルのまま据え置すが、従来の低開発国重点主義(6百万ドルのうち4百万ドルを低開発国向けに配分)を廃止し、地域別配分を自由化する。

なお、本規制上、74年1～2月中に実行される特定の取引(直接投資者に対する貿易信用の返済等)については、従来の方式にない73年中に実行されたものとみなすこととしている。

欧州諸国

◇EC閣僚理事会、今次通貨危機に関するコミュニケを採択

EC閣僚理事会は2月14日、ブリュッセルにおいて開催され、今次通貨調整後における諸問題を討議、以下のようなコミュニケを採択した。

「閣僚理事会はここ数日間における通貨情勢の種々の側面につき分析を行なった。

閣僚理事会は、米国がドルの平価を切り下げ、日本が円を変動させるとの決定は国際間の収支均衡にいつそう貢献するものと評価する。また外国為替市場のすみやかな再開を確認し、これに満足の意を表する。

閣僚理事会は経済通貨同盟の実現を遅滞なく進めるとの決意を再確認する。これは全加盟国が共同体通貨制度に参加することを意味する。

閣僚理事会は、1972年10月21日付け首脳会談の最終コ

ミュニケで記された経済通貨同盟の推進に関する諸決議の実現を促進することが適当と考える。

このため、委員会は1973年6月30日以前に、短期信用供与機構の改善ならびに外貨準備の共同管理への漸進的移行のための諸条件に関する報告書を閣僚理事会に対し提出するものとする。閣僚理事会は通貨評議会ならびに中央銀行総裁会議に対し、上記期限の遵守等のため委員会に全面的に協力するよう要請する。

閣僚理事会は、最近の通貨情勢にかんがみ、IMF20か国委員会の作業をいっそう推進させるため、国際通貨制度の改革に関しECが共同の立場を遅滞なく確立すべきであるとする。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、基準金利を引上げ

ロンドン手形交換所加盟銀行6行は2月13～14日、あいついで基準金利の引上げ(1.0%)を発表した(実施はいずれも発表の翌日)。この結果、各行の基準金利は9.5%、7日もの通知預金金利は7.75%(基準金利 マイナス1.75%)、一流民間企業向け当座貸越金利は10.5%(基準金利プラス1.0%)となった(注)。

今回の引上げは、財政の揚超、英蘭銀行の金融引締め策堅持に伴う市中長短金利の高騰に追随したものである。

(注) 1月上旬の基準金利引上げに際して、他行より引上げ幅を小幅にとどめた National Westminster および Coutts の2行は、1月24日に基準金利を0.25%方引き上げており、この結果旧基準金利は各行とも8.5%であった(1月号「要録」参照)。

◇西ドイツ、外資流入抑制措置を実施

1. 西ドイツ政府は2月2日、外資流入抑制を強化するため、次の措置をとることを閣議決定した。

- (1) 対外経済法第23条の適用範囲を拡大し、対外借入れ、非居住者の株式取得および直接投資を認可の対象に加えることとし、ただちに実施する。
- (2) 現金預託制度の預託率の最高限度を現行の50%から100%に引き上げるため、対外経済法第6条改正案をただちに国会に提出する。

2. 政府が発表したコミュニケの要旨次のとおり。

- (1) 政府は2月2日、外貨のかく乱的流入を阻止するため、対外経済上の措置を強化することを決定した。今次措置は世界的な為替不安によって必要となったものであり、政府の行なってきた経済安定確保のための政策の一部をなすとともに国際通貨情勢の平準化に寄与するものである。なお、対外経済法第23条の適用範囲拡大は、現行預託率が法定最高限度まで引き上げられているため必要となったものである。

(2) イ. 閣議決定された「対外経済法施行令の改正に関する政令第25号」により、次の取引については対外経済法第23条に基づく認可を要する。

- (イ) 非居住者による居住者からのあらゆる国内有価証券の有償取得(従来は無記名および指図式確定利付債券のみが認可の対象)。
- (ロ) 居住者による非居住者からの貸付およびその他の信用ならびにユーザンスの受入れ。
- (ハ) 非居住者による西ドイツ国内にある企業、支店および営業所に対する投資。

ロ. ただし、以下に掲げる金銭的にみて重要でない取引、他の措置によって所期の効果が達成できる取引または通常の商品もしくは役務取引の枠内で行なわれる取引については、認可義務の対象から除外される。

- (イ) 2月4日以降の取引で次の金額をこえないもの
 - (a) 信用供与の受入れについては5万マルク
 - (b) 投資については50万マルク
- (ロ) 居住者たる金融機関による貸付およびその他の信用供与の受入れで、準備預金制度の対象となっているもの、または外国の支店の一定の業務、建築貯蓄預金もしくはは外人労働者の財産形成投資にかかるもの。
- (ハ) 商取引上の通常ユーザンス受入れ、一定の商品給付もしくはは役務の提供に関する信用供与の受入れであって商取引上通常決済期間に見合う期間のもの、ならびに商取引上通常の前受金の受入れ。

ハ. 政令により必要な認可は対外経済法第28条第2項に基づき、ブンデスバンクが与える。

- (3) 内閣は対外経済法第6条aに基づく現金預託制度の預託率の最高限度を現行の50%から100%に引き上げる法案をただちに議会に提出することを決定した(注)。
- (注) 同改正案は、議会で承認後2月26日発効。

◇ブンデスバンク、再割引枠の使用を制限

1. ブンデスバンクは2月7日の臨時中央銀行理事会において、再割引枠の使用を次の要領により制限することとし、ただちに実施することを決定した。

- (1) 各金融機関は当分の間、再割引枠の使用をその60%までに制限される。
- (2) 60%をこえて再割引枠を使用している金融機関は、その超過が解消するまでの間、手形の新規持込みを認められない。

本措置に関するブンデスバンクの説明文は次のとお

り。

「本措置によりブンデスバンクは、金融機関の中央銀行信用利用の余地を、先週末の為替市場への介入により金融機関に生じた流動性増加額の範囲内で、徐々に縮小することをねらったものである。」

2. なお、同行は月報2月号において今次措置に対し、「増加流動性のある程度までは最低準備預金制度により自動的に吸収されるものの、その範囲はあまり大きくなり、しかもその効果が完全に現われるのは準備預金計算期間の関係で3月になる。現在再割引枠は平均9割方利用されているので、今次措置により3～4週間以内に約60億マルクの流動性吸収が図られ、準備率引上げよりも速効的效果を期待しうるものである」とコメントを加えている。

3. 今次措置決定後の2月15日の定例中央銀行理事会においては、2月初来の短資流入(2月1～9日間、約186億マルク)にもかかわらず、金融界の予想に反し、追加的な流動性吸収策はとられなかったが、この点に関し同行は要旨以下のごときコミュニケを発表した。

「中央銀行理事会は今次短資流入が金融政策に及ぼす効果を検討したが、短資流入により生じた流動性のかんりの部分が対非居住者債務の増加額に対する追加準備率と、2月7日に決定した再割引枠使用制限措置によって吸収される(注)事実を考慮し、さしあたり追加的な吸収措置の決定を見送ることとした。」

(注) 両政策効果により140億マルク程度が吸収されるものとみられている。

◇西ドイツ、財政面からのインフレ対策ならびに73年政府年次経済報告を決定

1. 西ドイツ政府は2月17日の閣議において、73年度予算案ならびに年次経済報告を決定したが、以下のごとき財政面からのインフレ対策が決定された点が注目される。

(1) 安定国債(Stabilitätsanleihe)の発行

政府は資金調達のための国債とは別に、流動性と購買力吸収のため、40億マルクの安定国債を発行する。この発行代り金はブンデスバンクにおける政府の特別勘定に凍結される。

(2) 安定付加税(Stabilitätsabgabe)の徴収

企業ならびに年収10万マルク(単身者)または20万マルク(既婚者)以上の所得を有する者から、法人税または所得税納税義務額の10%に相当する金額の安定付加税を、73年7月1日から74年6月30日までの1年間にわたり徴収する。これにより得られる約24億マルク

西ドイツの年次経済報告における政府見通し

(対前年伸び率・%)

	1971年	1972年	1973年
個人消費	+11.0	+9.5	+8.5～9.5
政府消費	+19.8	+12.6	+11.5～12.5
設備投資	+12.2	+5.6	+9.5～10.5
経常海外余剰(十億マルク)	+10.2	+13.3	+13～14
GNP成長率(名目)	+10.7	+9.2	+10～11
GDP成長率(実質)	+2.6	+3.0	+4～5
GNPデフレーター	+7.7	+6.1	約+5.5
個人消費デフレーター	+5.2	+5.8	+5.5～6
失業率(%)	0.8	1.1	1.0弱
企業・財産所得	+3.7	+7.0	+9～10
非自営労働による粗所得	+13.3	+9.7	+10.5～11.5

(年間)は、さしあたりブンデスバンクにおける政府の特別勘定に凍結する。

(3) 歳出規模および政府借入れの圧縮ならびに増税等

73年度の歳出規模は昨年9月の提案どおり1,204億マルク(72年度決算見通し<1,097億マルク>比+9.7%、当初予算比+10.5%)に抑制する一方、石油税の引上げ(7月1日から1ℓ当たり5ペニヒ、これによる増収額7億マルク以上)および石油税、火酒税の納期繰上げ等を行ない、これにより政府借入れ増加を40億マルクに圧縮する。

(4) 住宅建築ブームの抑制

イ. 賃金住宅につき通減的な割増償却を定めた所得税法第7条第5項は2月17日限り廃止する。

ロ. 支払利息を所得税算出上の特別支出として認める扱いを74年1月以降廃止する。

ハ. 地域開発のための投資等に対する補助金の率を従来の10%から7.5%に引き下げる。

2. なお、政府の経済見通しによると、73年の実質経済成長率は4～5%(72年、3%)、消費者物価上昇率(年平均)は72年(+5.8%)並みの5.5～6%に抑制することとしている。また、本報告において政府は、ブンデスバンクが通貨総量の伸びを抑えるため、対外経済関係を配慮しながら現在の政策態度を堅持することを支持するとともに、安定化政策の見地から金利政策の国際的協調を強めることの必要性を強調している。

◇西ドイツ、ブンデスバンクによる非金融機関向け公開市場操作の方式を一部変更

ブンデスバンクは従来非金融機関向け公開市場操作の活用に努めてきたが(47年12月号「要録」参照)、そのい

っその強化を図る趣旨から、1月25日、10万マルクまでの個人向け割引国庫債券の売却に対し、以下のごとくその方式を簡素化する旨発表、即日実施した。

- (1) 1件10万マルクまでの個人による買入れに対しては、ブンデスバンク証券(Bundesbank-Schätze)という名称の standard type の債券を売却する。
- (2) 本債券の最小売却単位は引き続き5千マルクとするが、それ以上については1千マルク刻みとすることもできる(期間は従来どおり、6、12、18、24か月)。
- (3) 本債券については証券は発行せず登録式とする。
なお、10万マルク以上については、従来の方式が引き続き適用される。

◇イタリア、二重為替市場制の内容を一部手直し

1. イタリア為替局は2月1日、二重為替市場制の一部手直しにつき下記のような回状を外国為替銀行に発出した。

- (1) 観光目的の外国銀行券の交換は今後自由市場で行なう。
- (2) イタリア人の海外旅行の際の外貨持出し限度額を1人当たり従来の100万リラ相当額から50万リラ相当額に削減する。

2. この結果、イタリアの二重為替市場制は、次のとおり運用されることとなった。

- (1) 公定市場において取り扱われる取引
 - イ. 輸出入取引
 - ロ. 輸出入に付帯する貿易外取引(運輸、通信、手数料、港湾経費等)
 - ハ. 旅行および滞在費用(トラベラーズ・チェック、クレジット・カード等)
 - ニ. ロイヤリティ(賞金、著作権、特許権使用料等)
 - ホ. 利子、配当支払い
 - ヘ. その他(移民送金、租税公課等)

(2) 自由市場において取り扱われる取引

- イ. 資本取引一般
- ロ. 贈与
- ハ. 相続
- ニ. 婚姻持参金等
- ホ. 観光目的の銀行券の交換

3. 二重為替市場制導入後、一部イタリア人が旅行目的をよそおって公定市場で外国銀行券を取得、これをスイスのやみ市場(注)で売却して利益をうるといふ形の投機が活発化していた。今回の手直し措置は、かかる不法な資本流出を阻止するとともに、やみ市場のためにイタリアの観光収入がこうむる打撃を小幅にとどめることを目

的としたものとみられている。

(注) 昨年6月、イタリア銀行券による非居住者勘定の貸記が禁止されて以来、銀行券取引のための非公式市場が生まれている。この市場の相場は、まったく純粋に需給関係によって決まっており、レートはリラの公定レートや自由レートよりかなりのリラ安となっている。

◇イタリア・リラ、変動相場へ移行

イタリア当局は2月13日、翌日からの市場再開にあたって、二重為替市場制のまま変動相場に移行すると発表された。

これは、リラ不安が十分払しょくされていないおりから、ドル切下げによるリラ売り圧力の激化を回避するために採られた措置とみられている。

◇イタリア、外貨預金の預入期間をさらに短縮

イタリア為替局は2月27日、外国為替銀行が商業取引によって受け取った外貨を同局の公定勘定に預託するまでの猶予期間を1週間とする(従来は1か月、2月号「要録」参照)ことを明らかにした。

なお、円、ドルなど一部の主要通貨については、資本勘定に預託してもよいとしている。

◇スイス、為替市場への介入を再開

1. スイス政府は2月19日、通貨問題に関する閣議(スイス国民銀行役員も出席)において以下の決定を行なった。

- (1) スイス・フランの固定相場への復帰は時期尚早とみられるのでこれを見送る。ただし、政府、スイス国民銀行とも固定相場への復帰の必要性については合意をみている。
- (2) このため、スイス国民銀行はスイス・フランの固定相場復帰までの間、米ドル相場が現在の水準を著しく割り込むことを阻止することとし、必要に応じて市場に介入することとする。

2. 今次措置は、スイス・フランの過度の実質切上げを回避することがねらいとみられている。

◇スイス、negative interest の計算方法を変更

スイス国民銀行は、このほど negative interest 制度を強化するため、negative interest を徴収する(47年7月号「要録」参照)際のベースとなる非居住者勘定残高の算定方法を、従来の月中平均残高による扱いから月中最高残高による扱いに変更し、3月1日から実施することを決定した。

◇ベルギー、インフレ対策を強化

1. ベルギー政府は2月19日、インフレ対策強化のため

概要次のような措置の実施につき経済成長委員会(注)に対し諮問を行なった。

(1) 消費者信用の規制強化(頭金率の引上げ、賦払期間の短縮)

(2) 市中流動性の凍結額引上げ

凍結額を170億ベルギー・フランから250億ベルギー・フランに引き上げる。また預入率を民間、政府系金融機関で別建てとする。

また金融当局の再割引限度額を削減する。

(3) 輸出代金の一部(2~3%を予定)の一時的凍結(本措置は1951年10月に一時導入されたことがある)

(4) 価格引上げの事前申告制の運用強化

6月30日までに申告するものあるいはすでに経済省に申告中のものについては、経済省の許可猶予期間を従来の2か月から4か月に延長、また7月中に申告するものについては3か月に延長する(8月以降は従来どおり2か月にどす)。

(5) 公共料金の2か月間凍結

(6) 財政支出の節度強化

具体的には、公共投資の着工、完工期間の繰延べに関する法律の改正(着工繰延べ6→12か月、完工繰延べ18→24か月)および脱税行為への監視強化等。

(7) 賃金、利潤、配当引上げにつき労使双方に節度を要請

なお、政府部内で付加価値税引下げについても検討されていたが、財政当局の反対から見送られた。

(注) 経済成長委員会は、政府代表のほか、金融界、産業界、労働界、農業界等各界代表により構成される諮問委員会で、経済政策に関する大要の審議に当たる。

2. 上記諮問は、インフレ加速が貯蓄行動をゆがめ、公共部門の資金調達難、金融機構のまひをもたらしという危機意識のもとに、財政・金融面からの対策のみならず広く一般にも協力を求めたものである。

◇デンマーク、労働者の経営参加に関する法律を議会に提出

1. デンマーク政府は、最近議会に対し概要次のような法案を提出した。

(1) 従業員50名以上の企業は役員会に労働者代表を2名参加させる。

(2) 労働者の賃金の一部を投入して基金を創設し、企業への資本参加を指向する。

イ. 基金は労働組合と労働大臣により管理される。

ロ. 明年は賃金の0.5%を基金に投入、1983年まで毎年0.5%ずつ増額、最終的にはその割合を賃金の5

%とする。

ハ. 基金は77年までに40億クローネに達し、その後さらに220億クローネの増額が図られる見込み。

ニ. 基金の資金は企業への資本参加に向けられ、1986年までには企業の株式の35%(1企業の最高限度は50%まで)を取得する計画。

ホ. 1982年から労働者に対する選付(当初は1人当たり約600クローネ)が実施される見込み。

2. 政府が本法案を議会の会期中(6月末まで)に成立させたいとの意向であるのに対し、野党(穏健自由党、国民保守党、独立党など保守系政党)は、かりに本法案が成立することになると経営者に与える打撃は大きく、国内企業が本措置をさらって他のEC諸国へ資本を流出させるおそれ、あるいは他のEC諸国からの資本流入が阻害されるおそれがあることなどから反対を表明しており、その帰すうが注目されている。

アジアおよび大洋州諸国

◇香港の中国系銀行、元建預金金利を引上げ

香港の中国系銀行では、中国当局の外貨取入れ推進の意向を受けて、このところ元建預金(注)の取込に積極的な態度を示しており、本年1月次のとおり預金金利等の条件改訂を行なった。

(1) 定期預金金利の一律0.5%引上げ(香港の協定金利は不変)

(2) 6か月定期預金の新設

(3) 最小受入れ単位の引下げ(100元から50元へ)

(4) 預金者の制限廃止(従来は個人名義のみ)

なお、これらの銀行は最近地元華字紙にかなり大々的な預金勧誘広告を掲載している。

中国系銀行の元建定期預金金利は次のとおり。

	改訂前	改訂後
6か月もの	—	4.0%
1年もの	4.75%	5.25
2年もの	5.25	5.75
3年もの	5.75	6.25

(注) 北京本店勘定に受け入れているため、当地の利子所得税(15%)は賦課されない。

◇南ベトナム、1973年度予算を発表

南ベトナム政府は1月4日、和平成立後の経済復興を主眼とする1973年度予算を発表、ただちに実施した。本予算の概要次のとおり。

(1) 歳出面では、道路、港湾の修復、復員軍人の雇用促

南ベトナムの1973年度予算

(単位・億ピアストル)

	1972年度 (実績見込み)	1973年度	前年度比 増 加 率
歳 入	1,392	1,510	8.5 %
歳 出	3,659	4,351	18.9
うち公共事業費	27	50	85.2
農業関係費	223	294	31.8
国防費	2,025	2,310	14.1
収 支 じ り	△2,267	△2,841	25.3
外国援助	1,104	1,300	17.8
国内借入れ等	1,163	1,541	32.5

(注) 会計年度は暦年。

進をねらった公共事業費(前年度比+85.2%)ならびに農業関係費(同+31.8%)の増額が目立ち、総額は4,351億ピアストルと前年度比18.9%増。なお軍事費は若干抑制されているものの、依然総支出の5割を占めている。

- (2) 歳入総額は1,510億ピアストルと所得税、消費税を中心に前年度比8.5%の増収を見込む。
- (3) 歳出規模の拡大により赤字幅は2,841億ピアストルの多額に達し、その5割弱を外国援助(約4.3億ドル)でまかなう予定であるが、過半は国債発行、国立銀行借入れに依存せざるをえず、引き続きインフレの高進が懸念されている。

◇豪州、短資流入規制を強化

豪州政府は、平価切上げ(昨年12月23日、実質7.05%)後も同国への短資流入が続いているため、2月1日短資規制を一段と強化した。本措置の概要次のとおり。

(1) 經常支払の決済期間短縮

輸入決済は、通関後6ヵ月(従来は1年)以内とし、配当、利子の支払は支払期日から30日以内に制限する。

(2) 輸出前受け規制

船積み1ヵ月以前かつ金額1万豪ドル以上の前受けは、準備銀行の要許可事項とする。

(3) 海外本支店勘定残高規制

2月1日現在残高に10万豪ドルを加えた額を限度とする。

(4) 非居住者預金の受入れ規制

マーチャント・バンク、ファイナンス・カンパニーが受け入れる非居住者預金を海外借入れ規制の対象とする(期間2年以内のものは禁止、2年超のものは準備銀行の要許可とし、取入れ額の25%を無利子で同行

に預託させる。1月号「要録」参照)。

(5) 非居住者の証券取得制限

新規・既発債とも期間2年以内の確定利付証券については、非居住者の取得を禁止する。

共 産 圏 諸 国

◇中国、元レートを変更

中国銀行は、主要先進国の為替市場閉鎖に伴い2月12日以降外貨交換取引を停止したが、主要国の通貨措置決定をまって元レートを以下のとおり変更(注)、同15日(ただし日本円については19日)から取引を再開した(各国通貨100単位当り元、カッコ内は旧レート)。

		切上げ率 (△印は切下げ)
米 ド ル	205.02 (221.74)	8.2%
英 ポ ン ド	504.25 (524.63)	4.0
カナダ・ドル	206.96 (222.01)	7.3
イタリア・リラ	0.3599 (0.3899)	8.3
ベルギー・フラン	4.9800 (5.0600)	1.6
スイス・フラン	59.99 (61.26)	2.2
ドイツ・マルク	69.66 (69.66)	0
フランス・フラン	43.86 (43.86)	0
香港ドル	38.99 (38.99)	0
日 本 円	0.7677 (0.7362) △ 4.1	

[1元=130.25円 (135.84円)]

(注) 輸出入取引に適用されるレート(実際の取引に際しては、0.5%程度の売買手数料が徴求される)。送金レートは、上記レートを基準に別途売・買別に設定。

なお、中国は金平価を設定していないが、主要国通貨の為替レート変動に対しては、従来から当該通貨との交換レートを調整し、事実上金平価維持に相当する措置をとってきており、今回も同様の趣旨に基づき調整を行なったものとみられている。

◇中国、銀行預金好伸

最近の新華社電によれば、中国の銀行預金は1972年中、都市部で16%増、農村部で18%増(71年中は全体で14%増)と、49年以来最大の伸びを示したと報じられている。

このような預金好伸の背景としては、①都市部においては賃金が着実な上昇をみている一方、家賃、公共料金などが据え置かれているため、個人貯蓄が順調に増加していること(北京、上海、天津の3市で約100万人が預金口座を開設するなど新規預金の受入れも活発)、②農村

部については、好収獲をあげた地区で預金増強が図られた(とくに浙江、広東、湖北、安徽、山東地区では口座

数が15~30%増加)ほか、自然災害が大きかった地区では大幅な減免税措置がとられたことが指摘されている。